

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第577号

2013年（平成25年）8月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定による事務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2013年（平成25年）7月23日付けで諮問（第577号）された建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定による事務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）」（資料1「法（抜粋）」）及び「建築物の耐震診

断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号。以下「基本方針」という。）」（資料 2）では、住宅・建築物の耐震化を促進するため、地方公共団体の耐震改修促進計画の策定、住宅・建築物の耐震化の現状把握及び耐震性に問題のあるすべての特定建築物の所有者に対する指導、助言等を行うことを規定している。これを受け、神奈川県において「神奈川県耐震改修促進計画（以下「県促進計画」という。）」が策定され、本市においても「藤沢市耐震改修促進計画（以下「本市促進計画」という。）」（資料 3）を平成 20 年に策定し、これに基づき、木造住宅の耐震診断・耐震改修工事、分譲マンションの耐震診断に対する補助制度を設け、耐震化を進めてきている状況である。本市促進計画策定にあたっては、資産税課で保有する家屋課税台帳等の情報を利用した。この家屋課税台帳等の情報は個人情報に該当するため、利用にあたっては平成 19 年 7 月 12 日、藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第 261 号において審議のうえ、利用が承認された経緯がある。

本市促進計画に基づき耐震化を進める中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、津波による甚大な被害を目の当たりに見て、現在本市促進計画に位置づけられている緊急輸送路や避難路沿いの建築物の耐震化だけでなく、津波に対する避難路（以下「津波避難路」という。）沿道の建築物についても、耐震化が必要であると考える。

津波避難路沿道の建築物の耐震化については、社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）を活用して支援する考えだが、交付の要件として、

ア 地域防災計画に位置づけられた避難路又は避難地若しくは耐震改修促進計画に位置づけられた避難路であること

イ 耐震改修促進計画（平成 21 年 3 月 31 日までに策定、又は策定に着手しているものに限る。）において、不可欠性、効率性を総合的に考慮の上、平成 28 年 3 月 31 日までに沿道建築物の耐震化を図るべき避難路又は避難地として、平成 26 年 3 月 31 日までに位置づけられたものであること等がある。従って、平成 26 年 3 月 31 日までに、対象となる津波避難路を本市促進計画に位置づけるよう、本市促進計画を改定する必要がある。

本市促進計画の改定にあたっては、津波避難路及び緊急輸送路・避難路沿いの建築物の現況把握のため、市内全域の昭和 56 年 5 月以前（旧耐震基準）の建築物約 1 万 5 千件（家屋課税台帳等のデータ数約 5 万 2 千件）を対象として、住宅及び耐震改修促進法における規制対象建物を特定し、用途・構造別等の統計分析を行うと同時に、これらの分析結果を地図上にプロットし、耐震化についての指導・助言等を行うための建築物と所有者の台帳を作成する（資料 4「平成 20 年作成版・抜粋」）。これらの作業には、建

建築物の規模・構造・用途・建築年月といった文字情報と、形状や所在地番といった建築物の位置・地図情報を必要とする。従って、本市促進計画を改定するためには、個人情報となる家屋に関する情報である資産税課で保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報と、それに関連した家屋棟番号図を利用し、的確に作業を行うことが必要不可欠となる。なお、本市促進計画の改定は業務委託により行う。

以上のことから、本市促進計画改定のため個人情報の利用ができるよう、「個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略」、「目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略」並びに「コンピューター処理について」本審議会に諮問するものである。

- (2) 本人以外のものから収集し、目的外利用する個人情報について本市促進計画の改定において必要な個人情報は、表-1のとおり。

表-1

調査事項	必要な個人情報
1. 家屋課税台帳 家屋補充課税台帳	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地番 ・種類(現況) ・用途 ・構造(現況) ・階数(現況) ・1階床面積(現況) ・延床面積(現況) ・建築年月 ・棟番号 ・新築・増築の別(新增コード) ・棟数コード ・区分所有者家屋情報(区分コード)
2. 税務地図	・家屋棟番号図

※ 1. 家屋課税台帳・家屋補充課税台帳の各項目は電子情報

※ 2. 税務地図は紙媒体

- (3) 個人情報を本人以外のものから収集することの必要性及び目的外利用することの必要性について

本市促進計画の改定において利用する個人情報は、市内全域にある昭和56年5月以前(旧耐震基準)の建築物約1万5千件が対象となる。約1万5千件にも及ぶ建築物の情報を本人から収集する場合には、時間・労力・費用を莫大に費やすこととなることから、それらに代わる手段として、資産税課で保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳

の情報や家屋棟番号図を収集し、目的外に利用する必要がある。

- (4) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び個人情報を目的外利用することに伴う本人通知の省略について

本市促進計画の改定において収集する情報は約 1 万 5 千件にも及ぶため、通知すべき相手が多数で通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから事前の個別通知は省略するが、市民に対しては、「個人情報を本人以外のものから収集し、目的外利用を行う」旨を広報ふじさわを通じて周知を図る。

- (5) 個人情報のコンピュータ処理の必要性について

本市促進計画の改定にあたっては、市内全域にある昭和 56 年 5 月以前（旧耐震基準）の建築物約 1 万 5 千件の中から、住宅及び耐震改修促進法における規制対象建物を特定し、建築物の用途・建築年月・構造別等に分析し、分析結果の地図上へのプロットと、建築物と所有者の台帳を作成する。これらの作業に必要なデータは多量かつ複雑である。分析・集計を迅速に、かつ正確に行うため、コンピュータ処理が必要となる。コンピュータ処理をする個人情報は、前ページ表-1 中、「1. 家屋課税台帳・家屋補充課税台帳」に示す項目となる。

- (6) 安全対策について

情報管理における安全対策及び日常的な処理体制については、次により個人情報の保護に努める。

ア 「藤沢市情報セキュリティポリシー」に基づき十分にセキュリティの確保に努める。

イ 「藤沢市コンピューターシステム管理運営規程」に基づき事務処理に努める。

ウ データについては、IT 推進課にて CSV データで抽出し USB メモリに保存し、建築指導課に受け渡す。建築指導課にて、USB メモリに保存されたデータのうち、業者に渡すデータのみを CD-R に保存する。USB メモリ及び CD-R へのデータ保存の際には、第三者がデータを見ることのできないように圧縮フォルダにパスワードを設定しデータの保存を行う。

また、USB メモリからデータを建築指導課のネットワークドライブに保存する際には、CSV データにパスワードを設定し、必要最小限の職員のみでの利用とする。

エ 個人情報の使用について

(ア) 本業務以外の目的で当該個人情報を使用しない。

(イ) 第三者への提供は行わない。

オ USB メモリ及び CD-R の管理については、管理責任者を定め紛失等の事故が生じないよう鍵のかかるキャビネットで管理を行う。

カ USB メモリに保存したデータについては、建築指導課のネットワークドライブに保存した後、速やかに消去し IT 推進課に返却する。CD-R については、利用終了後速やかに廃棄する。

また、本市促進計画改定の業務は委託により実施するが、委託の相

手はデータ運用の安全対策に対する証としてプライバシーマークの付与を受けており、かつ情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を得ている業者とする。

個人情報の管理や業務終了後の処理については、「藤沢市情報セキュリティポリシー」に基づき十分にセキュリティの確保に努め、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守することを、藤沢市と当該業務の受託者との間で交わす契約書及び特記仕様書で規定するほか、契約締結後は委託業者に対し、情報漏洩や許可なく利用することがないように徹底し、情報管理における安全対策及び日常的な処理体制について、次により個人情報の保護に努めさせる。

(ア) 個人情報の受け渡しについて

CD-R 及び家屋棟番号図の受け渡しは直接手渡しにより行い、藤沢市に借用書を提出する。

(イ) 個人情報の保管・管理について

管理責任者を定め、個人情報の紛失等の事故が生じないように入室制限を設けた部屋に施錠できる保管庫を設置し保管・管理する。

(ウ) 個人情報の使用について

本業務以外の目的で当該個人情報を使用しない。

第三者への提供は行わない。

ウイルス対策が施された専用のコンピュータのみで扱い、パスワードを設定し、予め指定した者のみがコンピュータでの処理ができるものとする。

(エ) 個人情報の返却・消去・廃棄について

借用物については、業務終了後速やかに藤沢市に返却する。コンピュータのハードディスク内のデータについては消去し、データ廃棄証明書を藤沢市に提出する。

不要なメディア・機器を廃棄する場合は復旧できないよう処理し、廃棄証明書を藤沢市に提出する。

(7) 納品データと運用方法について

委託業者からの納品データは、耐震化が必要な建築物が特定された建築物台帳（MS-Excel 形式）及び地図台帳（shape ファイル形式）であり、いずれも CD-R にて納品される。地図台帳については、都市計画基本図データに、耐震化が必要な建築物をプロットしたレイヤが重ねられており、同じ CD-R 上にインストールされた閲覧用ソフト ArcReader（ESRI 社製）にて閲覧できるようにする。建築物台帳・地図台帳共、建築指導課から建築物の所有者に対し耐震義務化の連絡を行う時点において、建築指導課内のパソコンを利用し CD-R 上にて閲覧権限が与えられた建築指導課の職員が閲覧する。CD-R 上のデータをパソコンのハードディスクへコピーすることは行わない。なお、CD-R の保管は、「(6)安全対策についてオ」に準じ、鍵のかかるキャビネットにて保管する。

(8) 実施時期

広報ふじさわ 2013 年 8 月 25 日号掲載以降

(9) 提出書類

- ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋） 資料 1
- イ 改正耐震改修促進法のポイント及び関連制度の概要 資料 2
- ウ 藤沢市耐震改修促進計画（概要版） 資料 3
- エ 建築物と所有者の台帳（平成 20 年作成版・抜粋） 資料 4
- オ 藤沢市耐震改修促進計画見直し業務委託契約書（案） 資料 5
- カ 藤沢市耐震改修促進計画見直し業務 業務フロー 資料 6
- キ 個人情報取扱事務届出書 資料 7

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

本市促進計画の改定において利用する個人情報は、市内全域にある昭和 56 年 5 月以前（旧耐震基準）の建築物約 1 万 5 千件が対象となる。約 1 万 5 千件にも及ぶ建築物の情報を本人から収集する場合には、時間・労力・費用を莫大に費やすこととなることから、それらに代わる手段として、資産税課で保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳の情報や家屋棟番号図を収集し、目的外に利用する必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

本市促進計画の改定において収集する情報は約 1 万 5 千件にも及ぶため、通知すべき相手が多数で通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから事前の個別通知は省略するが、市民に対しては、「個人情報を本人以外のものから収集し、目的外利用を行う」旨を広報ふじさわを通じて周知を図る。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

本市促進計画の改定にあたっては、市内全域にある昭和 56 年 5 月以前（旧耐震基準）の建築物約 1 万 5 千件の中から、住宅及び耐震改修促進法における規制対象建物を特定し、建築物の用途・建築年月・構造別等に分析し、分析結果の地図上へのプロットと、建築物と所有者の台帳を作成する。これらの作業に必要なデータは多量かつ複雑である。分析・集計を迅速に、かつ正確に行うため、コンピュータ処理が必要となることである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策及び日常的な処理体制については、次のとおり個人情報の保護に努めるとしている。

- (ア) 藤沢市情報セキュリティポリシー」に基づき十分にセキュリティの確保に努める。
- (イ) 「藤沢市コンピューターシステム管理運営規程」に基づき事務処理に努める。
- (ウ) データについては、IT推進課にてCSVデータで抽出しUSBメモリに保存し、建築指導課に受け渡す。建築指導課にて、USBメモリに保存されたデータのうち、業者に渡すデータのみをCD-Rに保存する。USBメモリ及びCD-Rへのデータ保存の際には、第三者がデータを見ることのできないように圧縮フォルダにパスワードを設定しデータの保存を行う。
また、USBメモリからデータを建築指導課のネットワークドライブに保存する際には、CSVデータにパスワードを設定し、必要最小限の職員のみ利用とする。
- (エ) 個人情報の使用について
本業務以外の目的で当該個人情報を使用しない。
第三者への提供は行わない。
- (オ) USBメモリ及びCD-Rの管理については、管理責任者を定め紛失等の事故が生じないよう鍵のかかるキャビネットで管理を行う。
- (カ) USBメモリに保存したデータについては、建築指導課のネットワークドライブに保存した後、速やかに消去しIT推進課に返却する。CD-Rについては、利用終了後速やかに廃棄する。
- (キ) 本市促進計画改定の業務は委託により実施するが、委託の相手はデータ運用の安全対策に対する証としてプライバシーマークの付与を受けており、かつ情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を得ている業者とする。

個人情報の管理や業務終了後の処理については、「藤沢市情報セキュリティポリシー」に基づき十分にセキュリティの確保に努め、「藤沢市コンピューターシステム管理運営規程」を遵守することを、藤沢市と当該業務の受託者との間で交わす契約書及び特記仕様書で規定するほか、契約締結後は委託業者に対し、情報漏洩や許可なく利用することがないよう徹底し、情報管理における安全対策及び日常的な処理体制について、個人情報の保護に努めさせる。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以上

